

議案第 3 号

我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

障害者医療費の支給を受けられる者の要件をより明確にするとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第52号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(対象者等)</p> <p>第3条 障害者医療費の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する障害者（以下「対象者」という。）又はその保護者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。</p> <p>(3) 障害者及び障害者と生計を一にする者として規則で定める者について、保険医療を受けた月の属する年度（4月から7月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第4条第3号において「市町村民税」という。）の同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めると</p> | <p>(対象者等)</p> <p>第3条 障害者医療費の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する障害者（以下「対象者」という。）又はその保護者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。</p> <p>(3) 障害者及び障害者と生計を一にする者として規則で定める者について、保険医療を受けた月の属する年度（4月から7月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町村民税（第5条第2号において「市町村民税」という。）の同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が235,000円未満で</p> |

| | |
|---|--|
| <p>ころにより合算した額が235,000円未満であること。</p> | <p>あること。</p> |
| <p>(4) 略</p> | <p>(4) 略</p> |
| <p>(5) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。</u></p> | |
| <p>2 略</p> | <p>2 略</p> |
| <p>(支給の範囲)</p> | <p><u>(適用除外)</u></p> |
| <p><u>第4条</u> 障害者医療費の支給は、医療</p> | <p><u>第4条</u> 前条の規定にかかわらず、法</p> |
| <p>費のうち医療保険各法に基づき対象者が負担すべき額から次に掲げる額を控除した額について行うものとする。</p> | <p>令その他の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、対象者としてしない。</p> |
| <p>(1) 医療費に対する高額療養費及び付加給付の額</p> | <p>(支給の範囲)</p> |
| <p>(2) <u>国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付の額</u></p> | <p><u>第5条</u> 障害者医療費の支給は、医療</p> |
| <p>(3) 略</p> | <p>費のうち医療保険各法に基づき対象者が負担すべき額から次に掲げる額を控除した額について行うものとする。</p> |
| <p><u>第5条</u> 略</p> | <p>(1) 医療費に対する高額療養費及び付加給付</p> |
| <p><u>第6条</u> 略</p> | <p>(2) 略</p> |
| <p><u>第7条</u> 略</p> | <p><u>第6条</u> 略</p> |
| <p><u>第8条</u> 略</p> | <p><u>第7条</u> 略</p> |
| <p><u>第9条</u> 略</p> | <p><u>第8条</u> 略</p> |
| <p><u>第10条</u> 略</p> | <p><u>第9条</u> 略</p> |
| | <p><u>第10条</u> 略</p> |
| | <p><u>第11条</u> 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。